

すみだくりつがっこうつうやくはけんせいど とうろくあんない  
墨田区立学校通訳派遣制度 ~登録案内~

くりつしょう ちゅうがっこう にほんご しえん ひつよう じどう せいとおよ ぼごしゃ つうやく  
区立小・中学校で日本語の支援が必要な児童・生徒及び保護者の通訳をしてくださる方を募集しています。

ぜいひ ぜいひ ごがくりよく い がいく つながる じどう せいとおよ ちゅうがく  
是非、あなたの語学力を活かして、外国につながる児童・生徒を応援してください。

1 業務内容

(1) 日本語通訳派遣について

じゆぎょうちゅう きょういん せつめい あな じどう はつげんとう つうやく しょうがっこう  
授業中、教員の説明や同じクラスの児童の発言等を通訳（小学校）

にほんご おし  
日本語を教えることではありません。

へんにゅう へんにゅう こうちようめんせつ つうやく  
編入にあたっての校長面接における通訳

- ・保健関係諸帳票等、編入手続きの必要な書類の通訳
- ・必要な教材や文具等の通学準備に関する通訳

がっこうせいかつ てきあう む つうやく  
学校生活への適応に向けた通訳

- ・学校のきまりの説明、学校生活の概要、給食、掃除に関する通訳

さんしゃめんだん こじんめんだん つうやく  
三者面談・個人面談における通訳

ぼごしゃかい しゅくはく とちな きょうじ じぜんせつめいかい しんるせつめいかい つうやく  
保護者会・宿泊を伴う行事の事前説明会・進路説明会における通訳

(2) 翻訳について

つうちひょうしよけん ほけんかんけいぶんしよ てんにゅうとどけ すいらい どうほんやく  
通知表所見、保健関係文書、転入届、水泳のきまり等を翻訳

つうやく ほんやく じかん えん こじつふりこ しはらい うち げんせんちようしゅう  
通訳・翻訳とも1時間につき、2000円を後日振込みにてお支払します。（内10.21%を源泉徴収させていただきます）。

つうやく はけんさき がっこう じっさい きょうむ じゅうじじかん  
通訳：派遣先の学校で実際に業務を従事時間とします。

ほんやく まいていど じかん じゅうじじかん  
翻訳：A4 1枚程度につき、1時間を従事時間とします。

がっこう こうつうひ しきゅう  
学校までの交通費は支給されません。

こうざ ふりこ しき じき よくげつ にちころ  
口座への振込みの時期は、翌月25日頃です。

3 通訳派遣の登録

(1) 提出書類

通訳登録票に必要事項を記入し、3か月以内に撮影した写真を貼付してください。

(2) 提出期限

随時募集しています。

(3) 送付先

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区教育委員会事務局指導室担当指導主事宛

(4) 面接

通訳登録票が送付された後、面接を行います。面接の日は、担当指導主事からお知らせします。

4 留意事項

(1) 通訳者本人の個人情報（電話番号・メールアドレス等）を通訳対象者に伝えてはいけません。

(2) 対応に苦慮する事態が生じた場合は、指導室担当指導主事に連絡、相談して下さい。

(3) 通訳登録後、学校から連絡があります。

(4) 通訳派遣の登録に記入した連絡先等の個人情報は、他の事業に使用しません。